

## ■ 4. 試験の一部免除

### ■ 4-1. 高度試験、支援士試験の一部（午前 I 試験）免除

(1) 免除申請対象者

- ① 28 年度（秋期）、29 年度（春期・秋期）、30 年度（春期）の AP、高度試験、支援士試験の合格者で、平成 30 年度秋期の高度試験又は支援士試験の一部（午前 I 試験）免除を希望する者。
- ② 28 年度（秋期）、29 年度（春期・秋期）、30 年度（春期）の高度試験、支援士試験の午前 I 通過者で、平成 30 年度秋期の高度試験又は支援士試験の一部（午前 I 試験）免除を希望する者。

(2) 申込方法

- ① 免除申請対象者①は、願書の「一部免除申請番号」欄に、「合格証書番号」を記入してください（左詰め。ハイフンなし。13 けた）。

〔記入例〕

一 部 免 除 申 請 番 号												
S	C	2	0	1	8	0	4	×	×	×	×	×

- ② 免除申請対象者②は、願書の「一部免除申請番号」欄に、「午前 I 通過者番号」を記入してください（左詰め。ハイフンなし。13 けた）。

〔記入例〕

一 部 免 除 申 請 番 号												
1	8	0	4	S	C	×	×	×	×	×	×	×

- ③ 免除申請対象者で、現在の氏名が合格証書又は午前 I 通過者番号通知書に記載の氏名と異なる場合は、願書の「旧氏名カタカナ」欄に、合格証書又は午前 I 通過者番号通知書に記載の氏名をカタカナで記入してください。
- ④ ①、②、③及び生年月日は、合格証書又は午前 I 通過者番号通知書に記載されているとおり記入してください。記載されているとおり記入されていない場合は、一部免除が認められないことがあります。

(3) 注意事項

- ① 免除申請対象者であっても、申請がない場合は、一部免除になりません。
- ② 一部免除を認められた者（以下、一部免除者という）の受験票①上部の特定事項欄（P16 参照）には、「午前 I 試験免除」と印字されます。
- ③ 一部免除者は、午前 I 試験を受験できません。
- ④ 一部免除者は、午前 I 試験終了後、答案回収が完了したら、試験室に入室できます。

(4) 一部免除申請番号の照会

28 年度（秋期）、29 年度（春期・秋期）、30 年度（春期）の AP、高度試験、支援士試験の合格者又は高度試験、支援士試験の午前 I 通過者は、平成 30 年度秋期試験の受付開始日から申込内容の変更受付締切日までホームページ上で一部免除申請番号（AP・高度試験・支援士試験の合格証書番号、高度試験・支援士試験の午前 I 通過者番号）の照会ができます。

## ■ 4-2. 基本情報技術者試験の一部（午前試験）免除

### (1) 免除申請対象者

基本情報技術者試験の一部（午前試験）免除に関して、IPA の認定を受けた講座を修了した者で、かつ当該講座の修了を認められた日から1年以内実施される基本情報技術者試験の一部（午前試験）免除を希望する者。詳しくは、ホームページをご確認ください。

### (2) 申込方法

- ① 個人申込み又は団体経由申込みのどちらでも免除申請が行えます。ただし、団体経由申込みを行う場合、修了認定を受けた認定講座開設者を通して免除申請を行ってください。
- ② 免除申請対象者は、願書の「一部免除申請番号」欄に、「修了認定者管理番号」を記入してください（左詰め。ハイフンなし。16けた）。

〔記入例〕

一部免除申請番号															
1	0	0	0	0	F	E	1	8	0	7	X	X	X	X	

- ③ 現在の氏名が修了認定時と異なる場合は、願書の「旧氏名カタカナ」欄に、修了認定時の氏名をカタカナで記入してください。
- ④ ②、③、氏名カタカナ、生年月日は正しく記入してください。正しく記入されていない場合は、一部免除が認められないことがあります。

### (3) 注意事項

- ① 免除申請対象者であっても、申請がない場合は、一部免除になりません。
- ② 一部免除者の受験票①上部の特定事項欄（P16参照）には、「午前I試験免除」と印字されます。
- ③ 一部免除者は、午前試験を受験できません。
- ④ 一部免除者は、午前試験終了後、答案回収が完了したら、試験室に入室できます。
- ⑤ 個人申込みを行う場合で、「修了認定者管理番号」が分からない場合は、修了認定を受けた認定講座開設者に確認してください。
- ⑥ 修了認定を受けた認定講座開設者以外の団体から団体経由申込みを行いたい場合は、受験申込みに関するお問合せ先（裏表紙参照）に電話でお問い合わせください。